

○厚生労働省告示第五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十五年一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所
N―「（一S・二R）―	後天性免疫不全症候群並びに症候	キッセイ薬品工業株式会社 長野県松
三―（四―アミノ―N―	性及び無症候性H I V感染症	本市芳野十九番四十八号
イソブチルベンゼンスル		
ホンアミド）―ーベン		
ジル―二―ヒドロキシプ		
ロピル」カルバミン酸		
（三S）テトラヒドロ―		
三―フリルエステル―		

メ  
シ  
ル  
酸  
塩